

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

横浜市泉区役所庁舎内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

<p align="center">名 称</p>	<p>横浜市泉区役所 2 階戸籍課前待合スペースへの交付番号呼出しシステム・表示モニターの設置</p>
<p align="center">内 容</p>	<p>横浜市泉区役所の 2 階にある戸籍課「202 戸籍課証明発行窓口」及び「204 戸籍課登録担当窓口」に、広告事業を活用して交付番号呼出しシステムを設置するにあたり、広告事業を活用し、新たな財源確保や市民サービスの向上につながる提案をお待ちしています。</p> <p><募集内容></p> <p>①交付番号呼び出しシステムを用意するとともに、呼び出し番号表示用のモニターに連結して広告用モニターを設置します。 (「202 戸籍課証明発行窓口」及び「204 戸籍課登録担当窓口」の計 2 か所)</p> <p>②広告等掲出可能エリア内に、広告を掲出します。広告の掲出方法については、ご提案ください。(例：壁面広告(紙、サイネージ等)や広告掲載会社の広告配架用ラックの配置等を想定しています。その他の提案についても可能とします。)</p> <p>※ ②については、具体的な提案内容を基に別途協議の上、その実施可否を決定します。 また、契約期間中であっても、本市施策の動向等により、内容変更や広告の掲出位置の変更などを求める場合があります。その場合は、経費を含め、別途協議するものとします。</p> <p>-----</p> <p>屋外広告物には該当しません。</p>
<p align="center">施設所在地(場所)</p>	<p>横浜市泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号</p>
<p align="center">施設の利用者数・利用者層、泉区の特徴等</p>	<p>■横浜市泉区役所 所在地：横浜市泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号 (相鉄いずみ野線 いずみ中央駅徒歩約 5 分、 横浜市営地下鉄線「立場」駅から徒歩約 15 分)</p> <p>■人口：151,476 人(令和 4 年 11 月 1 日現在)</p> <p>■表示板設置付近の証明発行等実績数(令和 3 年度実績)</p> <p>証明発行枚数 : 約 20,300 枚 戸籍届出件数 : 約 4,300 件 住民異動届出件数 : 約 11,600 件 印鑑登録件数 : 約 5,400 件 マイナンバーカード関連業務件数 : 約 27,000 件</p> <p>■泉区証明発行窓口の特徴</p> <p>戸籍課は、住民票や戸籍証明等の証明書類の発行、住民異動やマイナンバーカードの申請などを取り扱っており、老若男女問わず区役所の中で最も来庁者が多い窓口です。</p> <p>泉区総合庁舎は、いずみ中央駅からほど近いところにあり、駐車場台数も比較的多い建物です。区内に行政サービスコーナーがないため、住民票等証明書取得の際に広く区民に利用されています。また、横浜市の南西部に位置し、藤沢市や大和市に隣接しているため、戸籍証明書については市外居住者からの証明発行依頼が多いことも特徴的です。</p>

<p>広告設置場所</p>	<p>泉区役所 2階 戸籍課前待合スペース ○広告用モニター：「202 戸籍課証明発行窓口」及び「204 戸籍課登録担当窓口」のカウンター周辺 計2か所 ○その他：後段の広告等掲出可能エリア内への広告設置（例：壁面広告や広告掲載会社の広告配架用ラックの配置等。その他の提案も可能とします。） ※詳細については、後段の「広告掲出場所等の配置図」をご参照ください。 ※広告配架用ラックについて：既存の行政使用枠は維持するものとします。 なお、令和5年1月10日にレイアウト変更を予定しています。変更後の図面については別添のとおりです。</p>
<p>広告掲出モニターの条件</p>	<p>○ワイド画面（16：9）で43インチ又は同程度以上のサイズのモニターを天井から吊り下げて設置（同サイズの番号表示モニター1台と連結させます。） ○動画及び静止画（音声は窓口業務に支障のない範囲で可能） ○広告掲出に加え、行政枠7枠（1枠15秒）又はそれ以上の枠を提供してください。</p>
<p>交付番号呼出しシステムの条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「202 戸籍課証明発行窓口」及び「204 戸籍課登録担当窓口」共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ○交付番号呼出しシステムは、「202 戸籍課証明発行窓口」及び「204 戸籍課登録担当窓口」にそれぞれ個別に設置するものとします。 ○呼び出し用の番号は、キーボードでの入力及びバーコード読み取りのいずれの方法でもモニターに表示できるものとし、表示と併せて音声でも呼び出す仕様とします。 ○番号を呼ぶ音声を流すスピーカーを設置してください。 ○操作説明書を作成の上、事前に戸籍課への説明を行ってください。 ○バーコードリーダーやクリアファイル等の備品については、戸籍課との調整の上、予備も含め適宜必要数を納品・補充してください。 ●「202 戸籍課証明発行窓口」 <ul style="list-style-type: none"> ○呼び出しの番号を「001番」から「050番」までとしてください。 ○呼び出しに必要な備品として、以下を用意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・呼び出し用の番号(001番～050番)をはがきサイズでラミネート加工したもの ・A4クリアファイル（A4+A5の2ポケットのもの）にバーコードを添付したもの ●「204 戸籍課登録担当窓口」 <ul style="list-style-type: none"> ○呼び出しの番号を「401番」から「450番」までとしてください。 ○呼び出しに必要な備品として、以下を用意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・呼び出し用の番号(401番～450番)をはがきサイズでラミネート加工したもの ・A4クリアファイル（A4+A5の2ポケットのもの）にバーコードを添付したもの ・上記A4クリアファイルの予備(50枚、バーコード不要)
<p>番号表示モニターの条件</p>	<p>○モニターはお客様を呼び出すための番号を表示する液晶モニター(16:9のワイド画面、43インチ又は同程度以上のサイズ)とし「202 戸籍課証明発行窓口」及び「204 戸籍課登録担当窓口」にそれぞれ個別に設置するものとします。 ○「202 戸籍課証明発行窓口」、「204 戸籍課登録担当窓口」それぞれに対応したモニターには、呼出した番号を表示するものとし、不在であった番号を表示し続けるようにしてください。 ○モニターから番号を呼ぶ音声が流れるようにしてください。</p>
<p>契約期間</p>	<p>令和5年7月1日～令和10年6月30日（5年間） ※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）</p>

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和4年12月20日（火）～令和5年1月27日（金）
提案内容評価	令和5年2月9日（木） 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和5年2月下旬（予定）

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法及び質問回答	<p>●事前確認書の提出及び質問回答について</p> <p>○申し込みをされる方は、令和5年1月13日（金）までに、後段にある事前確認書を iz-koseki@city.yokohama.jp あてに電子メールで提出してください。</p> <p>○質問がある場合は、事前確認書と共に質問内容をお送りください（書式自由）。</p> <p>○期日までに頂戴した質問を取りまとめ、令和5年1月20日（金）を目途に回答を作成し、事前確認書を提出された方全員へ電子メールにて送付します。</p> <p>●申込みについて</p> <p>令和5年1月27日（金）午後5時00分までに、広告企画書及び別紙企画書（任意様式）正本1部、副本9部を下記申込み・お問い合わせ先まで持参又は郵送で提出してください。</p>
広告企画書記載事項	<p>(1) 番号表示板及び管理用周辺機器の仕様、操作方法</p> <p>(2) 各モニター等の規格、設置場所、バリアフリー・安全性等への配慮</p> <p>(3) 掲出期間の収支及び資金計画、営業活動方針、広告枠の販売価格</p> <p>(4) 設置方法及び広告掲出期間終了後の原状回復方法</p> <p>(5) 保守・維持管理、障害対応時の考え方</p> <p>(6) 独自の提案がある場合はその内容及び設置場所等</p> <p>(7) 他自治体(市内他区を含む)における類似広告媒体の設置実績</p> <p>(8) その他（災害・緊急情報の放映、行政サービス向上につながる提案等）</p>
その他	<p>○提出された資料は返却できません。</p> <p>○提案内容に関する確認のため、連絡をさせていただくことがあります。また、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。</p>

■ 選定手続

評価項目・評価基準	(1) 番号表示板及び管理用周辺機器の仕様、操作方法	<p>・通常の操作や行政情報の更新の際に、職員の負担が少なく、操作しやすい仕組みとなっているか</p> <p>・番号表示/呼出し機能及び広告表示機能へ影響せずに広告の更新作業を行えるか</p>
	(2) 各モニター等の規格、設置場所、バリアフリー・安全性等への配慮	<p>・呼び出した番号が画面構成、色構成や音声等で市民が認識しやすいよう工夫されているか</p> <p>・来庁者の妨げにならないようバリアフリーや安全性に配慮されているか</p> <p>・地震等の際に安全性を確保する対策や保険加入等の措置が取られているか</p>
	(3) 掲出期間の収支及び資金計画、営業活動方針、広告枠の販売価格	<p>・本事業の資金計画・収支計画の根拠が明確かつ妥当か、本市における経費縮減効果が十分に見込まれるか</p> <p>・広告枠を区内事業者又は隣接区を含む市内事業者を優先的に選定する方針となっているか、</p>

		また販売価格が適正か
	(4) 設置方法及び広告掲出期間終了後の原状回復方法	・機器導入時及び導入後のフォローや問合せ対応が行える体制が整えられているか ・契約期間満了後に、庁舎運営への影響なく原状回復が可能か
	(5) 保守・維持管理、障害対応時の考え方	適切な維持管理で安全性が保たれているか、障害発生防止対策と障害発生時の対応が適切か
	(6) 独自の提案がある場合はその内容及び設置場所等	円滑な庁舎運営と両立可能であり、広告掲出の有用性が十分か
	(7) 他自治体(市内他区を含む)における類似広告媒体の設置実績	他自治体における広告事業の実績(実績数、内容)はどうか
	(8) その他(災害・緊急情報の放映、行政サービス向上につながる提案等)	上記の他に、市民サービス向上や経済的メリットにつながる提案がなされていれば評価する
評価方法	<p>泉区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者(広告掲出事業者)として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合でも、最低基準を満たすことについての評価を行い、最低基準を満たす提案がない場合には再度募集を行います。</p>	

■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。</p> <p>○その他以下に掲げる広告は掲出できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡、離婚等に関わる業種の広告(例：墓地の案内、弁護士の離婚相談等)
広告の制作等	<p>○広告掲出開始希望の概ね2週間前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、設置者の費用負担により行ってください。</p>
財産の使用許可及び負担する費用	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。</p> <p>(参考)</p> <p>○番号表示モニター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画面の表示面積に係る使用料(1,000円/㎡(月額)×(最大幅×最大奥行を乗じた面積)) ・「行政財産の使用料及び普通財産の一時貸付料算定に係る土地及び建物価格算定要領」に基づき算出する額(土地価格算定表、建物価格算定表に基づき算定した賃料単価に投影図面積等を乗じた額) <p>○壁面広告：月額1,000円/㎡</p> <p>○上記のほか、広告料(提案額)及び電気使用料(実費相当)を別途負担していただきます。</p>

その他	○契約期間終了後は原状回復してください。
-----	----------------------

■ 申込み・お問い合わせ先

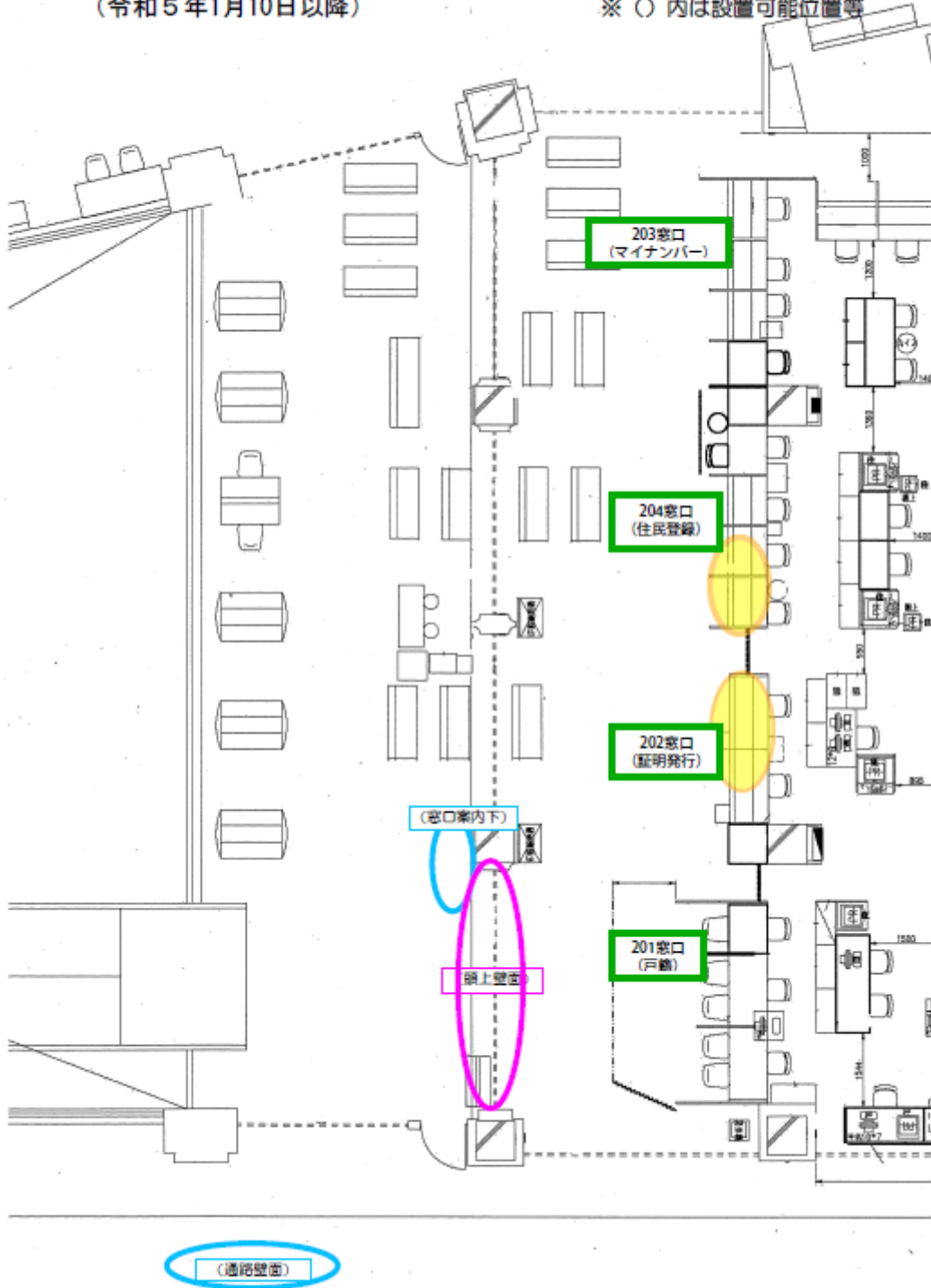
担当課名	横浜市泉区戸籍課
所在地	横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号
TEL/FAX	TEL 045-800-2341 / FAX 045-800-2508
Eメール	e-mail iz-koseki@city.yokohama.jp

次頁あり

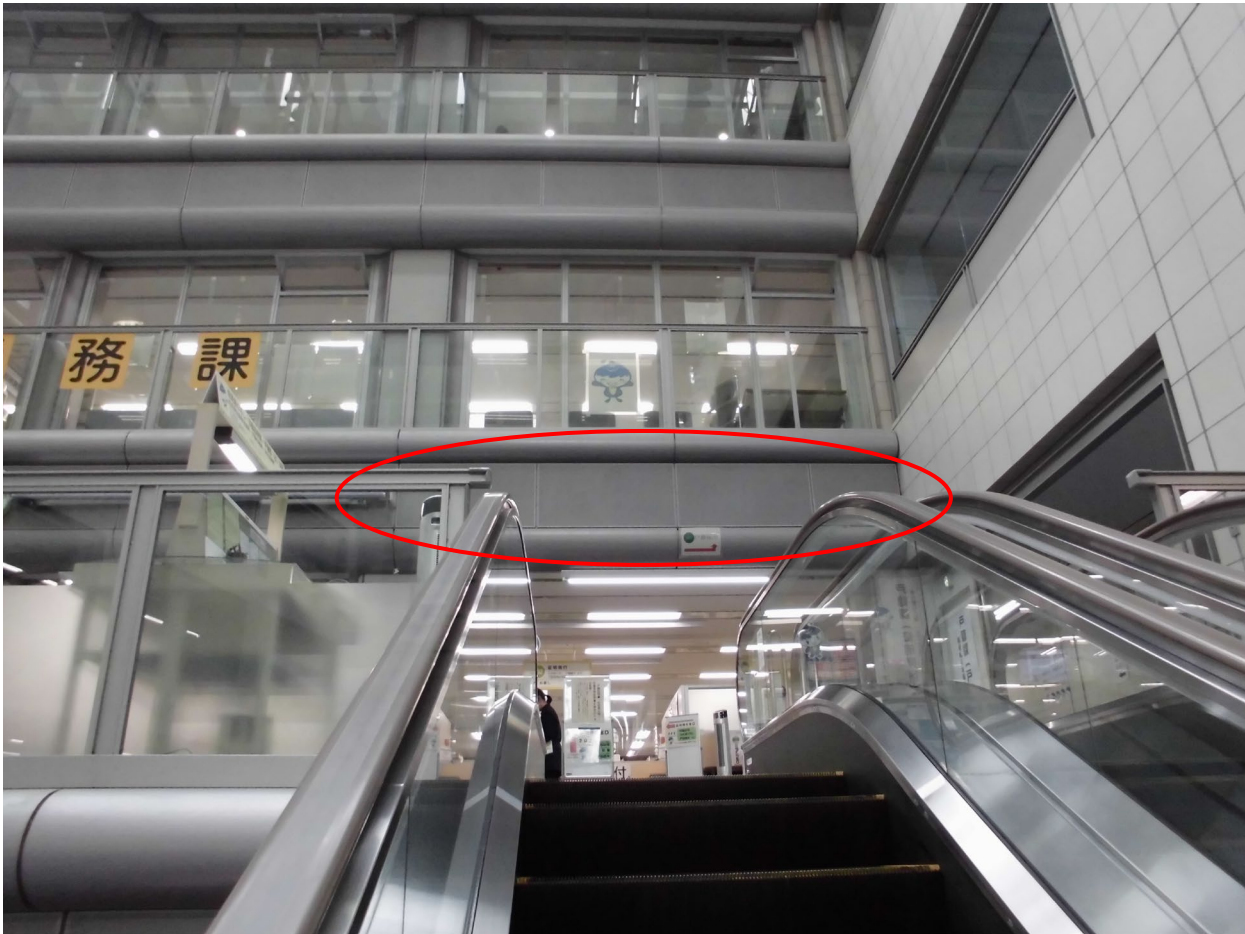
■ 広告掲出場所等の配置図

2階戸籍課前待合エリア図面
(令和5年1月10日以降)

- 表示番号の呼び出しエリア
 - ラック等配置可能エリア
 - 壁面広告等設置可能エリア
- ※ () 内は設置可能位置等



■ 広告掲出場所等の写真



事前確認書

令和5年1月27日（金）〆の「横浜市泉区役所2階戸籍課前待合スペースへの交付番号呼出しシステム・表示モニターの設置」への申込みに先立ち、以下のとおり事前確認書を提出いたします。（なお、質問がある場合は、以下又は別紙をご用意いただきご記入ください。）

会社名： _____

質問 有 ・ 無

ご担当者名： _____

お電話番号： _____

E-mail: _____

広告企画書（広告付物品提供・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	横浜市泉区役所 2階戸籍課前待合スペースへの交付番号呼出しシステム・表示モニターの設置		
	物品提供等に 係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）